

藤沢市告示第 1 8 1 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

2 0 2 6 年(令和 8 年) 7 月 3 0 日

藤 沢 市 長

鈴 木 恒 夫

形質変更時要届出区域の 所在地	宮前字後河内 1 5 0 番 1 8 の一部
形質変更時要届出区域の 面積	1 6 4 . 6 5 m ²
土壤汚染対策法施行規則 （平成 1 4 年環境省令第 2 9 号） 第 3 1 条第 1 項の基準に 適合していないもの	ふっ素及びその化合物

（事務担当 環境保全課）